

第二十条及び第二十一条第五号中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第二十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の看護婦等の人材確保の促進に関する法律(次項及び第三項において「旧看護婦等人材確保法」といふ。)第三十三条の規定により定められている同条第一項の基本指針は、前条の規定による改正後の看護婦等の人材確保の促進に関する法律(次項において「新看護婦等人材確保法」といふ。)第三十三条の規定により定められた同条第一項の基本指針とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧看護婦等人材確保法第十二条第一項の規定により置かれている看護婦等確保推進者は、新看護婦等人材確保法第十二条第一項の規定により置かれた看護師等確保推進者とみなす。

3 この法律の施行前に発生した事項につき旧看護婦等人材確保法第十二条第四項の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(独立行政法人放射線医学総合研究所の一部改正)

第三十二条 独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第三十三条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(地方自治法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一「保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)」の項

二 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第二項

三 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の二

四 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の二の見出し及び同条第一項

五 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第二百三十七号)第十五条第一項

六 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十七条第二項

七 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第十三条(見出しを含む。)

八 臨床工学士法(昭和六十二年法律第六十号)第三十七条第一項

九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第三十七条第一項

十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十三条第一項

十一 言語聴覚士法(平成九年法律第三百二十二号)第四十二条第一項

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「保健婦又は保健士」を「又は保健師」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十六条第二項第二号

二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の七第一項

(結核予防法等の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「保健婦」を「保健師」に改める。

一 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十五条

二 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十九条

三 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十一号)第四十八条第一項第四号

四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第五条

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律等の一部改正)

第三十七条 次に掲げる法律の規定中「助産婦看護婦」を「助産師、看護師」に改める。

一 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第四条第二項

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第一百五十五条及び第四百九条

三 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)第十五条(刑法等の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法令の規定中「助産婦」を「助産師」に改める。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百一十四條第一項及び第二百一十四條

二 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)第四条第一項、第六條、第七條第三号及び第八條

三 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十九條第三項及び第五十二條第三項

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十五條第二項及び第五十五條

五 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)別表第一第八号

六 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第九十七條第一項第二号

(死産の届出に関する規程等の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にあつた死産に係る前条の規定による改正前の死産の届出に関する規程の規定による死産の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に出生した子に係る前条の規定による改正前の戸籍法の規定による出生の届出については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部改正)

第四十条 次に掲げる法律の規定中「看護婦」を「看護師」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ三第四項第一号、第四十四條ノ四第一項、第四十四條ノ五第四項第二号、第四十四條ノ七、第四十四條ノ八第一項、第四十四條ノ十第一項並びに第四十四條ノ十一第一号及び第五号

二 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第二十九條第一項

三 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十六條第二項

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十八條第二項及び第七十七條第二項

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第六十條第二項及び第四百四十四條の二十八第二項

六 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第八項、第九十七條第二項及び第九十八條第一項第二号

七 医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十一号)附則第二条第四項(厚生労働省設置法の一部改正)

第四十一条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「保健婦、助産婦、看護婦」を「保健師、助産師、看護師」に改める。

第八条第一項第三号中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

第九条第一項第四号中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

第十条第一項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎